



熊本県公報

第 1 2 1 4 8 号

平成 24 年 9 月 18 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○定数漁業の許可申請期間	(水産振興課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 1
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 2
○道路の区域変更	(//) 2
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 2
○土地改良区役員の退任及び就任	(//) 3
○二級建築士の免許取消	(建築課) 4
○道路の位置の指定	(//) 4
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工振興金融課) 4
○宅地建物取引業法に基づく行政処分にかかる聴聞の実施	(建築課) 4
登 載 依 頼	
○銃刀法第 1 2 条の 3 に伴う医師の指定	(警察本部生活安全企画課) 5

告 示

熊本県告示第 1 0 6 4 号

熊本県漁業調整規則（昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2）第 8 条第 2 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 2 項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第 8 条第 3 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 3 項の規定により告示する。

平成 2 4 年 9 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	えび流し網漁業	熊本有明海
吾智網漁業	吾智網漁業	不知火海
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
小型機船底びき網漁業	手繰第 1 種漁業どうしゅ手繰網漁業	天草有明海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海及び天草有明海

2 申請期間

平成 2 4 年 9 月 1 8 日から平成 2 4 年 9 月 2 4 日まで

熊本県告示第 1 0 6 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 4 年 9 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菊池市七城町亀尾 1 4 9 2 番地 1 デイサービス湯るり	有限会社 T A K A K I	平成 2 4 年 9 月 1 0 日

熊本県告示第 1 0 6 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防

サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成24年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
菊池市七城町亀尾1492番地1 デイサービス湯るり	有限会社TAKAKI	平成24年9月10日

熊本県告示第1067号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年9月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡五和線	天草市五和町二江字青苔川 1818番1地先から 同所 1818番1地先まで	前	8.8 ～ 10.7	37.0	災害防除
			後	11.8 ～ 13.7		

2 区域を変更する期日 平成24年9月18日

熊本県告示第1068号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年9月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	深海線	天草市深海町本郷字涼松 3447番3地先から 同所 3445番1地先まで	前	10.4 ～ 16.4	185.0	災害防除
			後	12.7 ～ 21.3		

2 区域を変更する期日 平成24年9月18日

公 告

熊本県公告第489号

熊本市に事務所を置く御幸木部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	村井 弘幸	熊本市南区御幸木部418番地

理事	林田 末広	熊本市南区御幸木部2丁目9番16号
理事	林田 哲也	熊本市南区御幸木部2丁目9番26号
理事	松本 伸幸	上益城郡嘉島町大字下仲間314番地
理事	中島 澄江	熊本市南区御幸木部2丁目8番1号
監事	森田 昇	熊本市南区御幸木部3丁目20番50号
監事	中川 照男	熊本市南区御幸木部3丁目7番19号
就任		
理事	林田 哲也	熊本市南区御幸木部2丁目9番26号
理事	宇江城 安孝	熊本市南区御幸木部2丁目6番36号
理事	林田 浩一	熊本市南区御幸木部2丁目9番20号
理事	森田 昇	熊本市南区御幸木部3丁目20番50号
理事	下津 盛一	上益城郡嘉島町大字下仲間1335番地
監事	中島 澄江	熊本市南区御幸木部2丁目8番1号
監事	松村 繁輝	熊本市南区御幸木部2丁目8番2号

熊本県公告第490号

熊本市に事務所を置く池上土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	村田 昭	熊本市西区戸坂町2番41号
理事	福田 稔	熊本市西区池上町202番地
理事	西野 豊子	熊本市西区池上町2012番地
理事	平木 邦昭	熊本市西区池上町1149番地
理事	牛嶋 俊秀	熊本市西区池上町223番地
理事	森山 靖弘	熊本市西区池上町2031番地
理事	高山 賢一	熊本市西区池上町2948番地
理事	萱野 光秀	熊本市西区谷尾崎町1321番地
理事	吉永 カス子	熊本市西区池上町1415番地
理事	大嶋 豊明	熊本市西区上高橋2丁目4番36号
監事	森山 省悟	熊本市西区池上町2028番地
監事	松田 邦俊	熊本市西区戸坂町19番3号
就任		
理事	村田 昭	熊本市西区戸坂町2番41号
理事	福田 稔	熊本市西区池上町202番地
理事	岩崎 博人	熊本市西区池上町2006番地
理事	橋村 勝義	熊本市西区池上町2448番地
理事	牛嶋 俊秀	熊本市西区池上町223番地
理事	森山 哲也	熊本市西区池上町2051番地
理事	村上 秀年	熊本市西区池上町2937番地
理事	梅田 幸男	熊本市西区谷尾崎町1380番地
理事	浅山 栄治	熊本市西区池上町1616番地
理事	大嶋 豊明	熊本市西区上高橋2丁目4番36号
監事	西 清治	熊本市西区池上町2009番地
監事	寺尾 孝紀	熊本市西区池上町524番地 池上団地1C— 1・205号

熊本県公告第491号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により免許を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
平成24年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許の取消しをした年月日 平成24年9月10日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 光永幸博 二級建築士 第5761号
- 3 免許の取消しの理由 相続人から死亡の届出があったため。

熊本県公告第492号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成24年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池市大琳寺360番地1
- 2 築造者の氏名 佐原規人
- 3 道路の位置 菊池市大琳寺字東善寺223番2及び水路の一部
- 4 道路の幅員 5.00メートルから6.00メートル
- 5 道路の延長 47.95メートル
- 6 指定年月日 平成24年8月29日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第67号

熊本県公告第493号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成24年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ菊陽
菊池郡菊陽町大字津久礼2474番地ほか
- 2 変更する事項の概要
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	変 更 前	変 更 後
施設No. 1	午前6時～午後10時	(変更なし)
施設No. 2	午前6時～午後10時	24時間

- 3 変更の年月日
平成24年9月4日
- 4 届出年月日
平成24年9月3日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県菊池地域振興局総務部総務振興課
平成24年9月18日から平成25年1月18日まで

熊本県公告第494号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により聴聞を実施するので、同条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。
平成24年9月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 聴聞の日時
平成24年9月27日 午後2時
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館11階土木部会議室
- 3 被聴聞者
商 号 有限会社ほづみ不動産
代表者氏名 庭田 穂積
事務所所在地 熊本県熊本市中央区水前寺公園16番35号
免許証番号 熊本県知事(2)第4481号

免許年月日 平成18年5月22日

登載依頼

熊本県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則（平成21年熊本県公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師を平成24年9月6日付けで次のように指定したので、規則第6条第3項の規定により告示する。

平成24年9月11日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

医師の氏名	診断を行う医療機関の名称及び所在地	診断の対象者	指定期間
三笥 宏	医療法人社団映和 みとま神経内科クリニック 熊本市中央区新大江二丁目5番 12号	法第5条第1項第3号に規定する銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「政令」という。）で定める病気（政令第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	指定日から起算して3年間
相澤 明憲	医療法人佐藤会 弓削病院 熊本市北区龍田町弓削679番地 2	同上	同上
緒方 明	医療法人洗心会 荒尾こころの郷病院 荒尾市荒尾1992番地	政令第8条第3号に定める病気にかかっている者	同上
山角 公明	医療法人カジオ会 八代病院 八代市郡築一番町179番地	同上	同上
藤岡 俊宏	医療法人敬愛会 城山病院 熊本市西区上代九丁目2番20号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者	同上
木村 武実	独立行政法人国立病院機構 菊池病院 合志市福原208番地	同上	同上